

佐賀県の子どもへの医療費助成制度の拡充を求める意見書

少子化や子どもの貧困が深刻化するなかで、子育て世代が経済的な心配をせずに子どもを産み育てられる環境づくりが求められている。なかでも子どもの医療費は子育て世代にとって負担が重いため、親の経済状況に左右されることなく全ての子どもたちが必要な医療を受けられるための環境づくりは急務である。

現在すべての都道府県が域内自治体に補助を行い、また、多くの自治体がそれに上乗せして子どもの医療費助成を拡充しているが、地方単独事業であることから、厳しい財政状況のもと、助成の対象年齢や自己負担額などについては自治体間格差が生じているのも事実である。

本来的には全国知事会や市長会が求めているように、全国統一での子ども医療費助成制度の拡充が必要であるが、それが実現するまでの間、佐賀県内全ての自治体が行っている中学校卒業までの医療費助成制度（佐賀市の通院分は来年1月から）に対して、県の補助金の拡充が必要である。

また医療費助成を現物給付で行っている自治体への国民健康保険国庫負担金の減額調整措置は、地方からの要請を受けて、平成30年度から未就学児分について廃止されたものの、それ以降の分については依然として不合理な調整措置がなされており、早急な見直しが必要である。

よって「子育てし大県“さが”」を標榜する佐賀県においては、以下の2点について実行されるよう要請する。

- 1 現物給付方式による医療費助成が、県内自治体の厳しい財政を圧迫しないよう、佐賀県の医療費助成制度の対象年齢を中学校卒業まで拡充すること
- 2 国に対して、現物給付方式を理由とした国民健康保険国庫負担金の減額調整措置の廃止を強く求めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月15日

伊万里市議会
議長 坂本 繁憲

佐賀県知事 様